

岐阜県消防広域化推進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県が「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日付け消防庁告示第33号）」に定める推進計画を策定するにあたって、関係者のコンセンサスを形成するために必要な協議機関の設置について定める。

(設置)

第2条 協議機関として、「岐阜県消防広域化推進計画検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 常備消防の広域化について県に意見を述べること。
- (2) その他必要な事項。

(構成)

第4条 委員会は、別表に示す委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、県が推進計画を策定するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、有識者代表をもってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に係る事務は、岐阜県消防課において処理する。

(幹事会)

第8条 委員会の業務を効率的に推進するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成等は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。